資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一億七千八百万円減少し、それぞれ九千万円、一億二千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二日

掲載頁　九十頁（号外第四十二号）

令和八年三月九日

東京都港区南青山五丁目四番三〇号

株式会社実業之日本総合研究所

代表取締役　坂本　康治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千四百五十四万三千円、資本準備金の額を七千三百十一万三千四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tacoms-inc.com/publicnotice

令和八年三月九日

東京都目黒区中目黒一丁目一番七一号

株式会社ｔａｃｏｍｓ

代表取締役　宮本　晴太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千八百一万三千七百八十五円、資本準備金の額を二億八千八百一万三千七百八十五円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　七十六頁（号外第一八九号）

令和八年三月九日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

ニューオータニガーデンコート九階

株式会社かなでホールディングス

代表取締役　塩澤　俊一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日開催予定の定時株主総会において権利を行使すべき株主の確定を行うため、令和八年三月二十四日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使する事ができる株主といたします。

令和八年三月九日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号

株式会社エムピーキッチンホールディングス

代表取締役　鹿中　一志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月九日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目四番三号

三笠産業株式会社

代表取締役　京谷　弘也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年三月九日

愛知県名古屋市東区東桜一丁目一三番三号

ＮＨＫ名古屋放送センタービル一六階

株式会社ウェイストボックス

代表取締役　鈴木修一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年三月九日

大阪市中央区道修町二丁目二番八号

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社

代表取締役　守屋　元晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月九日

富山県氷見市柳田一三二〇番地

氷見生コン株式会社

代表取締役　酒井　基成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月九日

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目四番三号

株式会社水島臨海サービス

代表取締役　中田　一宏

訂正公告

令和八年二月二十四日（号外第三十七号）掲載の解散公告中、住所「福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一二〇番地」とあるは「福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一二〇番地の一二」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月九日

福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一二〇番地の一二

株式会社ふるさと

代表清算人　櫻井　雄志

正　誤

令和八年三月六日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

ページ	段	行	誤	正
二七	上		二鹿児島県薩摩川内市久見崎町字小平千七百五十八番地一	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山千七百六十五番地三
〃	〃		三鹿児島県薩摩	鹿児島県薩摩

平成二十八年五月二十三日（号外第百十二号）国家公安委員会告示第十八号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件）（原稿誤り）

一一三	二一	須江	須恵
〃	〃	二二	

令和八年二月二日掲載の山口家庭裁判所船木出張所に係る令和七年（家）第三〇一九号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）

一一三	二三	301	301号